

2014年度「山形県地域別最低賃金」 「特定最低賃金」が決定！！

8月20日「第3回山形地方最低賃金審議会」が開催され、公益委員・労働者委員・使用者委員全会一致で決定し、山形労働局長に答申され決定しました。

山形県地域別最低賃金

680円 (+15円) /時給

発効日 2014年10月17日

※ 山形県の地域別最低賃金は、発効日より **1時間680円**となります。

【最低賃金とは?】

1. 最低賃金は、働いて受け取る賃金の最低時給額を、法的に決定し、保護する制度です。
2. この最低賃金は、全ての労働者に適用され、この金額以下で働かせた場合、罰則が適用されます。また、減額の特例や、最低賃金を計算するうえで対象とならない賃金もあります。[（詳しくは連合山形ホームページ労働相談「よくある質問 Q&A」をご覧ください。）](#)
3. 最低賃金には、都道府県ごとの地域別最低賃金（パートや外国人労働者を含む全ての労働者に適用されます。）と、指定の産業ごとに設定される特定（産業別）最低賃金【都道府県の特定の産業ごとに設定され、該当産業で働く労働者に適用されます。】（発効日 2014年12月25日）の2種類があります。

業 種	2013年度最賃	2014年度最賃
一般機械	754円/時給	768円/時給 (+14)
電気機械	731円/時給	753円/時給 (+13)
自動車・同附属部品	756円/時給	769円/時給 (+13)
自動車整備	758円/時給	772円/時給 (+14)



2014年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件・中小労働対策局

03-5295-0517

ラン ク	都道府 県名	2013年度 最低賃金額 時間額	2014年度改定 最低賃金額			2014年度決定状況					指 定 発	発効日
			時間額	引上げ額	率	専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		
A	東京	869	888	19	2.19%	8月4日		△☆	8月5日	△☆		10月1日
	神奈川	868	887	19	2.19%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	大阪	819	838	19	2.32%	8月11日		▲	8月11日	▲		10月5日
	愛知	780	800	20	2.56%	8月4日		○	8月5日	○		10月1日
	千葉	777	798	21	2.70%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
B	埼玉	785	802	17	2.17%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	京都	773	789	16	2.07%	8月21日		●	8月25日	●		10月22日
	兵庫	761	776	15	1.97%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	静岡	749	765	16	2.14%	8月8日		●	8月11日	●		10月5日
	三重	737	753	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
	広島	733	750	17	2.32%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	滋賀	730	746	16	2.19%	8月12日		▲	8月12日	▲		10月9日
	栃木	718	733	15	2.09%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	茨城	713	729	16	2.24%	8月6日		○	8月8日	○		10月4日
	長野	713	728	15	2.10%	8月5日		△	8月5日	△		10月1日
	富山	712	728	16	2.25%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
C	北海道	734	748	14	1.91%	8月12日		○	8月12日	○		10月8日
	岐阜	724	738	14	1.93%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	福岡	712	727	15	2.11%	8月8日		●	8月11日	●		10月5日
	奈良	710	724	14	1.97%	8月6日		○	8月7日	○		10月3日
	群馬	707	721	14	1.98%	8月11日		△	8月11日	△		10月5日
	山梨	706	721	15	2.12%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	石川	704	718	14	1.99%	8月11日		▲		▲		10月5日
	岡山	703	719	16	2.28%	8月8日		○	8月11日	○		10月5日
	新潟	701	715	14	2.00%	8月8日		▲	8月8日	▲		10月4日
	福井	701	716	15	2.14%	8月8日		△☆	8月8日	△☆		10月4日
	和歌山	701	715	14	2.00%	8月19日		▲	8月20日	▲		10月17日
	山口	701	715	14	2.00%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	宮城	696	710	14	2.01%	8月19日	有	○	—	—		10月16日
	香川	686	702	16	2.33%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
D	福島	675	689	14	2.07%	8月6日		●	8月8日	●		10月4日
	徳島	666	679	13	1.95%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	愛媛	666	680	14	2.10%	8月18日	有	○	—	—		10月12日
	青森	665	679	14	2.11%	8月22日		●	8月26日	●		10月24日
	岩手	665	678	13	1.95%	8月8日		▲	8月8日	◆		10月4日
	秋田	665	679	14	2.11%	8月11日	有	○	—	—		10月5日
	山形	665	680	15	2.26%	8月19日		○	8月20日	○		10月17日
	鹿児島	665	678	13	1.95%	8月18日		▲	8月22日	▲		10月19日
	鳥取	664	677	13	1.96%	8月6日		○	8月8日	○		10月8日
	島根	664	679	15	2.26%	8月11日	有	○	—	—		10月5日
	高知	664	677	13	1.96%	8月27日		▲		▲		
	佐賀	664	678	14	2.11%	8月8日		●	8月8日	●	指	10月4日
	長崎	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	熊本	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
大分	664	677	13	1.96%	8月7日	有	○	—	—		10月4日	
宮崎	664	677	13	1.96%	8月19日	有	○	—	—			
沖縄	664	677	13	1.96%	8月26日		▲		▲			
	加重平均	764										

※ 決定状況表示 ○: 全会一致 ●: 使用者側反対 ▲: 労働者側反対 ☆: 使用者側一部反対 △: 労働者側一部反対
 ■: 使用者側退席 ◆: 労働者側退席 □: 使用者側一部退席 ◇: 労働者側一部退席
 ※ 加重平均は、厚生労働省発表による

山形県の法定地域別最低賃金は

★ 深夜（午後10時～午前5時）勤務の場合、

2014年10月17日～

680円

1時間あたり

下回ったら、法律違反!!

えっ!?! と思ったら、今すぐ裏面をチェック!! えっ!?!



850円

25%割増

※最低賃金の金額未滿で働かせた場合、使用者には従業員1人当たり50万円の罰金が科せられます。



連合は、最低賃金が高卒初任給を上回るよう、引き上げをめざし取り組んでいます。

ちなみに...

高卒初任給※は

1時間あたり

894円

※厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査結果」の企業規模計・産業計・男女計の月額高卒初任給を1カ月あたりの実労働時間で除して計算しています。

経験豊富な私より、仕事の経験がない人の初任給のほうが高いなんて...



あれっ!?!

と思ったら、ひとりで悩まず、まずは相談!

何でも労働相談ダイヤル



[常設]



イコウヨ レンゴウニ 0120-154-052

連合山形

山形市木の実町12-37 大手門パルズ内 ☎023-625-0555

◎県内6カ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

酒田飽海地協
鶴岡田川地協
新庄最上地協

☎0234-24-5505 酒田市緑町19-10 労働センター内
☎0235-25-8605 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内
☎0233-23-1515 新庄市大手町2-60 大手会館内

北西村山地協
山形地協
置賜地協

☎0237-53-2005 村山市榑岡新町2-12-7 しらたかビル2F
☎023-622-0551 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
☎0238-23-0551 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F



あなたの給料は 最低賃金をクリアしていますか？

～あなたの賃金と最低賃金を比較してみよう～

Step 1

給料のうち、
対象となる項目を
確認しよう！

基本給

+

諸手当[※]

ボーナスや残業代、
その他臨時の手当は
入れません。



※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

Step 2

1時間あたりの額に
変換しよう！



時給の人

そのままOK



それ以外
(月給、週給、日給)の人

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。

Step 3

実際に
比較しよう！

右の計算式で
算出した金額と
最低賃金額を
比較します。



時給の人

時給額



日給の人

日給額

÷ 1日の所定労働時間



週給の人

週給額

÷ 週の所定労働日数 × 1日の所定労働時間



月給の人

月給額

÷ 年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12



歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。



自分の給料が
最低賃金より低い
場合は…

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。詳しくはご相談ください。

おかしい？

と思ったら、「なんでも労働相談ダイヤル」へお気軽にご相談を！

日本労働組合総連合会(連合)

HP <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

📱 <http://m.jtuc-rengo.or.jp>

<https://www.facebook.com/jtuc.rengo>

<https://twitter.com/unionion>



Action!
つくるはいるは
労働組合

STOP
THE
格差社会!
暮らしの
底上げ
実現!

